

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付することとしたので公告する。

令和 7 年 11 月 18 日

広島県東部総務事務所長 武田 将孝

1 業務内容

(1) 業務名

広島県福山庁舎食堂運営業務委託

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び広島県福山庁舎食堂運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。ただし、年度毎の更新により終期を令和 11 年 3 月 31 日までとすることができる。

(4) 履行場所

福山市三吉町一丁目 1－1

広島県福山庁舎第 3 庁舎 8 階 食堂

(5) 委託料

この業務の対価としての委託料は支払わない。また、赤字の場合も補てんしない。受託者は利用者からの料金収入により食堂を運営すること。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 本件調達の商品日から契約締結日までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていないこと。
- (3) 本件調達の商品日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「59A 給食」の資格を認定されている者であること。
- (5) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1

広島県東部総務事務所総務課 電話 084-921-1201（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 11 月 18 日（火）から令和 7 年 12 月 1 日（月）まで（土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 7 年 12 月 1 日（月） 午後 4 時 00 分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 12 月 2 日（火）までに通知する。

(3) 食堂見学兼説明会

当該公募型プロポーザルに係る食堂見学兼説明会を開催する。この会への参加を希望する者はその旨を申し出なければならない。（下記日程以外の対応も可能であるため、申し出ること。）

ア 参加申出場所 上記（1）アの場所

イ 参加申出期限 令和 7 年 11 月 26 日（水） 午前 11 時 00 分

ウ 開催期日 令和 7 年 11 月 26 日（水） 午後 3 時 00 分

エ 開催場所 福山庁舎第 3 庁舎 8 階食堂（福山市三吉町一丁目 1-1）

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出部数

9 部

ウ 提出期限

令和 7 年 12 月 12 日（金） 午後 5 時 00 分

エ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着とする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県福山庁舎食堂運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

評価では、60 点を最低基準点とし、評定で 0 と評価された項目がある場合は失格とする。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「公募型プロポーザル説明書」4 の提案書に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(2) 結果の通知

令和 7 年 12 月 17 日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 広島県東部総務事務所総務課

電話 (084) 921 - 1201 (ダイヤルイン) ファクシミリ (084) 921-1364

メールアドレス sjesoumu@pref.hiroshima.lg.jp